

ハートがたくさんの村づくり

No.194

差別のない、人への思いやりを大切にする、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

「人権」という言葉からあなたはどんな印象を受けますか。「とても大切なもの」それとも「何だか堅苦しくて難しいもの」、「自分には関係ないもの」でしょうか。

これまで「ハートがたくさんの村づくり」のコーナーで冒頭に掲載していましたが『「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるもの』だと常に考えています。また、子どもたちに対しては、「命を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」と思います。

「人権」は難しいものではなく、だれでも心で理解し、感じることでできるものです。しかし、現実の社会では、保護者からの虐待によって子ども

の命が奪われたり、パートナーからの暴力によって心や身体に深い傷を受けることがあります。高齢だから、障がいがあるから、同和地区出身者だから、外国人だからということで差別を受けることもあります。ハンセン病に対する誤った認識や偏見により、現在でも故郷に帰ることができない人もいます。どれも悲しく痛ましい人権問題です。

このようなことがどうして起こるのでしょうか。どうすればこのようなことをなくせるのでしょうか。現在どのようなことが主な人権課題として取り上げられているのか来月から触れていき、人権についての理解を一層深めるきっかけにしていだければ幸いです。

来月は「女性」について取り上げます。

参考：法務省

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。 総務課 人権政策係 TEL0967 (67) 1111

なんでも 南部分署



みなさんのご家庭の 住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

熊本県内のすべての住宅に住宅用火災警報器（住警器）の設置が義務付けられて今年の6月で11年を迎えました。九州各県の消防本部では、6月1日を基準日として、九州一斉に住警器の普及・啓発キャンペーンを展開しています。設置の必要な寝室や階段などにまだ設置がお済みでない場合や電池切れなどのサインが出ている場合は、すみやかに設置または交換をしましょう。住警器は少ない投資であなただけの生命・財産を守ります。詳しくは消防本部予防課TEL0967 (34) 0119までお問い合わせください。

応急手当講習を受講してみませんか？

感染予防の観点から約2年間、救急講習の開催は中止、縮小傾向でしたが、現在は感染対策を行ったうえで、応急手当講習を再開しています。

大切な命を守るため、心肺蘇生法や応急手当を学んでみませんか？気軽に問い合わせください。お待ちしております。

南部分署救急隊 TEL0967 (34) 0024



熊本県消防本部 予防課 TEL 0967-34-0119



〈問い合わせ〉 阿蘇広域行政事務組合 消防本部 南部分署 TEL0967(62)9034 火事・救急 119